



9月21日は、 世界アルツハイマーデー

1994年9月21日、スコットランドのエジンバラで第10回国際アルツハイマー病協会国際会議が開催されました。会議の初日であるこの日を「世界アルツハイマーデー」と宣言し、アルツハイマー病等に関する認識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらす事を目的としています。

2025年には、高齢者の約5人に1人が認知症と推計されています。認知症は特別な疾患ではなく、両親、親族、自分など誰にも起こり得る脳の病気であり、誰もが関わる可能性のある病気です。この機会に認知症の方やその家族が住み慣れた西ノ島町で安心して暮らすためには、どうしたらいいか考えてみませんか？

／ 認知症サポーター養成講座の開催について ／

2021年10月7日(木) 14:30～

会場 西ノ島町役場 2F 多目的会議室

定員 20名程度

申込締切 9月30日(木)

申込先 08514-6-1182 (地域包括支援センター)

要申込

9月16日から30日まで、いかあ屋で認知症に関する特設コーナーを開設しております。是非いらしてください。

認知症サポーターって
なに？



認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の方やその家族を地域や職場で見守り、支える応援者が「認知症サポーター」です。認知症サポーターになったからと言って何か特別なことをするわけではなく、まずは正しく認知症を理解することから始めていただくことで、日々の生活の中で高齢者等に対する気づき、見守っていただくことが大切です。

飲食店、商店などのサービス業や金融業など直接高齢者と接する機会の多い方からの参加もお待ちしております。また、今回の日時では参加できないなどの場合は、5名以上の団体であれば出向いて開催することも可能です。

お申し込み先及びお問い合わせ先：西ノ島町地域包括支援センター（電話：08514-6-1182）
（西ノ島町役場健康福祉課内）

沿道の土地所有者のみなさま

道路上に張り出している樹木の伐採についてお願い

車道や歩道上に張り出している庭木や生垣、山林の樹木などは車両や歩行者等の通行の妨げとなることがあります。

私有地から樹木が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、樹木所有者の方が責任を問われる場合があります。

次のような状況がみられる場合、樹木の剪定、伐採をするなどの適切な管理をお願いいたします。

- ① 樹木などが道路、または歩道上へ張り出している状態
- ② 樹木が枯れていたり、折れたりなど、倒木のおそれがある状態
- ③ 竹木等の繁茂により通行に支障がある、またはその恐れがある状態



剪定、伐採時の注意点

作業にあたっては、転落防止及び歩行者と車両の通行のために安全対策に十分ご注意ください。また、電線や電話線などがある箇所での作業は危険が伴いますので、事前に中国電力またはN T T西日本に連絡し立ち会いのもとで行ってください。

緊急

緊急の場合

強風や大雨などの非常時や、危険木による事故の発生が予測される場合は、**道路管理者が緊急措置として沿道の樹木を所有者に予告なく伐採・除去することがあります。**ご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）

令和3年
社会生活基本調査

ご協力をお願いします！

総務省統計局（島根県）では、令和3年10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

調査の目的

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、統計法（国の統計に関する基本的な法律）に基づき実施する、国の重要な統計調査です。調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、ボランティア活動の状況の把握など、国や地方公共団体における各種施策の基礎資料として活用されます。

調査の方法

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が伺い、調査書類をお配りします。回答は、紙の調査票への記入だけでなく、皆様により便利にご回答いただくため、パソコンやスマートフォン等を使ってインターネットで回答することもできます。いつでも回答可能で便利なインターネット回答を是非ご活用ください。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。



※浦郷地区のすべての世帯では
ありません。

西ノ島町の調査対象地域は、
浦郷地区です！



お問い合わせ先：島根県 統計調査課 生活消費グループ（電話：0852 - 22 - 5072）